

令和6年度 千曲市こども計画策定業務委託 公募型プロポーザル（書類審査）実施要領

1. 業務の目的

令和5年4月にこども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたってはこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務では国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した「千曲市こども計画」を策定することを目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務委託名

令和6年度 千曲市こども計画策定業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和6年度 千曲市こども計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

(ただし、成果品の納入期限は令和7年3月25日とする)

(4) 業務想定金額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を含む。）は、金7,600,000円とする。消費税等の税率は10%とする。

3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募による書類審査に基づくプロポーザル方式により選定する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 令和6年3月6日（水）までに「令和4・5・6年度千曲市物品購入等に係る競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類19：その他業務 中分類38：行政計画策定」の業種において登録があること。
- (2) 千曲市長による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。

- (5) 千曲市と同規模以上の自治体において、過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間）に子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務、若しくはそれと同種類別の業務を完了した実績を有すること。
- (6) プライバシーマーク（Pマーク）を取得していること。

5. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、受託者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていること。また公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）は審査登録後、その運用方法が確立されていること、点検がしっかりなされており、審査登録が更新されていることを証明するため、取得後3年以上の保有、3回以上更新していることを条件とする。

6. 審査資料の提出

「4. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。なお、参加意思表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式	部数	書類要件
1	参加意思表明書	様式第1号	1	
2	企画提案書	任意	7	業務スケジュール及び業務体制を記載。体裁は原則としてA4判（A3判の折り込みも可）とする。仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。なお、総括責任者・業務責任者の変更は、入院などの特段の理由がない限り認めない。
3	会社概要書	様式第2号	7	会社パンフレット等の添付も可。
4	業務実績書	様式第3号	7	実施要領の「4. 参加資格（5）」で示された実績を記載すること。
5	担当者経歴書	様式第4号	7	
6	見積書及び見積内訳書	様式第5号	7	見積内訳書は、A4判で様式は自由だが、業務名と業者名を記入。
7	実施体制調書	任意	7	
8	JISQ15001（Pマーク）の取得を証明する書類	登録証の写し	7	プライバシーマークの取得を証明する登録証の写し。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

また、郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(3) 提出期間

ア. (1) 提出書類のうち、参加意思表明書

令和6年2月14日(水)から令和6年3月6日(水)まで

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

イ. ア 以外の書類

令和6年2月14日(水)から令和6年3月15日(金)まで

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課 子育て支援係 担当：若林

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-273-1111

FAX：026-273-8011

E-mail：kodomocity.chikuma.lg.jp

7. 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式第6号)により提出すること。口頭による質問の受付は行わないので、注意すること。

(1) 提出期間

令和6年2月14日(水)から令和6年2月26日(月)まで

(2) 提出方法

メールによる提出のみ。

(3) 提出先

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課 子育て支援係 担当：若林

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-273-1111

FAX：026-273-8011

E-mail：kodomocity.chikuma.lg.jp

(4) 回答方法

令和6年2月28日(水)までに、千曲市ホームページに掲載する。

8. 委託予定者の審査方法

(1) 審査方法

提出書類は、本市において提出書類 No. 1～No. 7 に基づき書類選考を実施し、それらを総合的に評価し、優先交渉事業者を選定する。プレゼンテーションは行わないが、提出書類に関する質問を電話等の方法で行う場合がある。

(2) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(3) 審査基準

下記の項目について審査する。

No.	審査項目		審査事項	配点
1	実績		事業者のこれまでの子ども・子育て支援事業計画や子育て関係の計画等の業務における実績は十分であるか。	/10
			こども計画・子どもの貧困対策計画の策定支援業務等の実績や、子どもの生活実態調査支援業務等の実績があるか。	/10
2	実施体制		本業務を迅速に遂行し得る実施体制、人員配置となっているか。また、主担当者、統括責任者及びその他担当者は本業務に関する経験及び実績は十分であるか。	/10
3	作業工程		スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性のある提案となっているか。	/10
4	企画 提案 内容	業務の趣旨、目的、内容の理解	こども基本法のほか、関係法令、社会的背景などを理解し、国・県の最新の動向を踏まえているか。	/10
5			現行の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況などから見た千曲市の子ども・子育て支援施策の状況・特徴を的確に分析できているか。	/10
6		ニーズ調査に対する提案	ニーズ調査結果等を計画策定にどのように活用するかなど、効果的な手法について提案があるか。また、的確なニーズの推計・目標値の設定を行うための考え方、提案となっているか。	/10
7			こども大綱及びこども基本法第11条に規定された「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映」するための工夫、回収率アップの工夫がされているか。	/10
8	業務全体に対する提案、独自提案		企画の提案内容がわかりやすく、かつ千曲市の現状と課題を踏まえた独自のものとなっているか。また、国・県の動向等を適切に把握した提案となっているか。	/10

9	会議運営支援	子ども・子育て会議等の会議開催にあたり、必要な資料の作成、助言、運営、計画への反映についての支援内容が具体的に提案されているか。	/10
10	見積金額	見積金額は適正であるか。	/10
合計			110

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年3月22日（金）までに千曲市ホームページに公表する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けない。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があると認めた場合

10. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

11. 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、市は決定した委託予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結する。

12. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりとする。

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課 子育て支援係 担当：若林

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-273-1111

FAX：026-273-8011

E-mail：kodomocity.chikuma.lg.jp

13. その他

参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を令和6年3月13日（水）までに、事務局へ提出すること。なお、辞退しても以後における不利益は被らない。

14. 日程（予定）

期日	内容	備考
令和6年2月14日（水）	実施要領公表（仕様書等含む）	市HPに掲載
令和6年2月26日（月）	質問の受付期限	電子メールにて
令和6年2月28日（水）	質問の回答日	市HPに掲載
令和6年3月6日（水）	参加意思表明書の提出期限	持参または郵送
令和6年3月8日（金）	参加資格確認結果通知	結果は電子メール
令和6年3月13日（水）	辞退届の提出期限	持参または郵送
令和6年3月15日（金）	提案書等の提出期限	持参または郵送
令和6年3月22日（金）	審査結果通知	市HPに掲載

15. その他

提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。